

# 土木工事標準積算基準書の運用

令和 8 年 5 月  
広島市水道局

# 目 次

## 第Ⅰ編 総則

### 第1章 総則

- 1 工期・供用日数算定について . . . . . P 1

### 第2章 工事費の積算

- 1 直接工事費 . . . . . P 4  
2 間接工事費 . . . . . P 7  
3 役務費 . . . . . P 8

### 第3章 一般管理費等及び消費税相当額

- 1 一般管理費等 . . . . . P 10

## 第Ⅱ編 共通編

### 第5章 仮設工

- 1 仮設工 . . . . . P 11

## その他

- 1 設計計上単価の決定について . . . . . P 12  
2 建設発生土及び建設廃棄物関係 . . . . . P 20  
3 建設発生土の再資源化施設等の追加及び  
受入停止等に伴う設計変更の取扱い . . . . . P 24  
4 舗装版破碎工 . . . . . P 26  
5 仮設工に使用する物価資料等に掲載がない  
H形鋼等の賃料について . . . . . P 26  
6 殻運搬について . . . . . P 26  
7 人力運搬工について . . . . . P 26  
8 施工パッケージの端数処理 . . . . . P 26  
9 積算体系が異なる工種の積算 . . . . . P 27  
10 歩掛 . . . . . P 27  
11 間接工事費及び一般管理費の設計変更 . . . . . P 27  
12 土木工事市場単価（鉄筋工、ガス圧接工）について . . . . . P 27

## 参考資料

- 1 コンクリートを夜間打設する場合の積算例 . . . . . P 27

## 第 I 編 総則

### 第 1 章 総則

#### 1 工期・供用日数算定について

##### (1) 工期設定に当たっての留意事項

- 1) 物件の移転時期、他事業関連、工法の変更が予想される場合など、将来、工期の変更が予測される場合は、当初から条件等を明示して契約すること。
- 2) 工期の期限が3月末となる場合は、3月31日までに完了検査を終えることができるように工期設定すること。
- 3) 年末年始、盆休暇、ゴールデンウィークの工事抑制期間にかけて工期設定する場合で工事抑制対象路線の施工が工期の大半を占め、工事抑制期間内における施工が困難である場合は、一般的な休みの期間（閉庁日）を除いた実際の作業不可能日数を考慮して工期を設定すること。

また、前述の期間を含む場合、各期間における工事抑制期間のうち、閉庁日を差し引いた日数について加算することができる。

例) 年末年始12/29～1/3（閉庁日6日）、抑制期間12/24～1/5（13日）

13日－6日＝7日・・・加算できる日数は7日（閉庁日の6日は雨休率に含む）

- 4) 口径300mm以上の管布設工事の工期は、標準日作業量による積上げ等、作業量を考慮した工期とすること。

##### (2) 配管工事の工期

###### 1) 配管工事の工期算定

純工期は以下の方法によって算定することを標準とする。

なお、算定に当たっては全矢板での施工、不断水工等の仮設部の施工、管防護コンクリートの打設等に係る日数等、工期に計上する必要のある日数については、工期に加算すること。また、幹線道路、片側交互通行で施工する路線の横断等、特に工程等を考慮して工期を決定する必要がある場合については、工程表等（根拠を明確にする。）を作成し施工工程等の実態に合わせた施工日数を設定すること。

純工期＝管布設日数＋新旧管連絡工日数＋不断水工日数＋給水管取付替え日数＋試掘日数＋舗装復旧日数＋地下埋設物標示鋸設置日数＋区画線日数

- ・管布設日数＝{布設延長／(日進量×施工難易率)}×(1＋雨休率)
- ・新旧管連絡工日数＝(新旧管連絡か所／日進量)×(1＋雨休率)
- ・不断水工日数＝(不断水挿入管路断水器取付か所／日進量)×(1＋雨休率)
- ・給水管取付替え日数＝(給水管取付替か所／日進量)×(1＋雨休率)
- ・試掘日数＝(試掘か所／日進量)×(1＋雨休率)
- ・舗装復旧日数＝(舗装面積／日進量)×(1＋雨休率)
- ・地下埋設物標示鋸設置日数＝(設置か所／日進量)×(1＋雨休率)
- ・区画線日数＝(区画線延長／作業日当り標準作業量)×(1＋雨休率)

- ※ 日進量、施工難易率：本運用に記載。なお、路線ごとに施工条件が異なる場合、それぞれの施工難易率を用いて日進量を補正すること。
- ※ 雨休率：土木工事標準積算基準書（参考資料編）に記載。
- ※ 作業日当り標準作業量：土木工事標準積算基準書に記載。なお、時間的制約を受ける場合の施工に必要な実日数については、時間的制約を考慮して工期算定計算を行うこと。
- ※ 地下埋設物標示鉋の設置及び区画線の復旧は同一日に作業できるものとする。

2) 日進量等

ア 管布設工、管撤去工

管布設工、管撤去工の一連作業は以下を標準とする。なお、当該日進量は開削工事に適用するものとする。

○舗装切断→舗装はぎ取り→床掘→管布設（管撤去）→埋戻→路盤→仮舗装

項目	規格	日進量 (m/日)
管布設工	200mm以下	$27 \times (8-h) / 8$
	300mm～400mm	$23 \times (8-h) / 8$
	500mm～600mm	$18 \times (8-h) / 8$
	700mm～800mm	$14 \times (8-h) / 8$
	900mm～1,000mm	$9.0 \times (8-h) / 8$
	1,100mm～1,350mm	$6.3 \times (8-h) / 8$
	1,500mm以上	$4.5 \times (8-h) / 8$
管撤去工	200mm以下	$32 \times (8-h) / 8$
	300mm～400mm	$28 \times (8-h) / 8$
	500mm～600mm	$22 \times (8-h) / 8$
	700mm～800mm	$17 \times (8-h) / 8$
	900mm～1,000mm	$11 \times (8-h) / 8$
	1,100mm～1,350mm	$7.6 \times (8-h) / 8$
	1,500mm以上	$5.4 \times (8-h) / 8$

※h：標準の作業時間(8時間)に対して制約を受ける時間を示す。

イ 施工難易率

施工難易度の補正は以下を標準とし、該当する項目について加除する。なお、施工条件等により以下によりがたい場合は、別途検討すること。

施工難易率=1+E（補正值）

	施工条件	補正值E
交通量が頻繁	交通量(上下合計)が5,000台/日以上 of 車道を規制する場合	-0.1
湧水が激しい	掘削時に水替工が常時必要な場合	-0.1
人力による施工	主たる施工方法が人力の場合	-0.1
埋設物が輻輳している	土工断面内に埋設物1本が設計区間の60%以上露出する場合	-0.1
交通量が少ない	交通量(上下合計)が5,000台/日未満 of 車道を規制する場合	+0.1
湧水がない	掘削時に水替工が不要な場合	+0.1
浅層埋設できる	土被り1.2m未満で浅層埋設が可能な場合	+0.1
埋設物が少ない	土工断面内に埋設物1本が設計区間の40%未満露出する場合	+0.1
一般交通の影響を受けない	開発地、埋立地、街路工事区域内等の場合	+0.5

## ウ 給水管取付替え、既設給水管撤去

給水管取付替え、既設給水管撤去の一連作業は以下を標準とする。なお、土留工や水替工を含む。

○舗装切断→舗装はぎ取り→床掘→給水管布設及び取付替え（既設給水管撤去含む）  
→埋戻→路盤→仮舗装

※φ75以上については、管布設工（管撤去工）及び新旧管連絡工の日進量とする。

項目	規格	日進量
給水管取付替え （既設給水管撤去含む）	φ50以下	2か所/日
給水管取付替えのみ	φ50以下	4か所/日
既設給水管撤去のみ	φ50以下	4か所/日

## エ 新旧管連絡工、不断水工

新旧管連絡工、不断水工の一連作業は以下を標準とする。なお、土留工や水替工を含む。

○舗装切断→舗装はぎ取り→床掘→新旧管連絡工（不断水工）→埋戻→路盤→仮舗装

項目	日進量
新旧管連絡工	1か所/日
不断水工※	1か所/日

※ここでいう不断水工とは、不断水挿入管路断水器の取付穿孔及び簡易な不断水T字管穿孔をいい、垂直穿孔方式の不断水T字管取付穿孔やインサート工法等の場合は、別途検討すること。

## オ 試掘工

試掘工の一連作業は以下を標準とする。なお、土留工や水替工を含む。

○舗装切断→舗装はぎ取り→床掘→埋戻→路盤→仮舗装を標準とする。

項目	規格	日進量
試掘工	2.0m×0.7m×掘削深さ（管下）	3か所/日

## カ 舗装復旧工

舗装復旧工の一連作業は以下を標準とする。

○舗装切断→舗装はぎ取り等→本舗装を標準とする。

項目	規格	日進量（m <sup>2</sup> /日）
舗装復旧工	機械-機械	400×(8-h)/8
	機械-人力	250×(8-h)/8

※h：標準の作業時間（8時間）に対して制約を受ける時間を示す。

## キ 地下埋設物標示鉋設置工

地下埋設物標示鉋は舗装復旧完了後に設置する。

項目	日進量（か所/日）
地下埋設物標示鉋設置工	80×(8-h)/8

※h：標準の作業時間（8時間）に対して制約を受ける時間を示す。

## 第2章 工事費の積算

### 1 直接工事費

#### (1) 材料費

材料費とは、工事を施工するために必要な材料の費用で、その算定は次式によるものとする。

材料費の費用（円）＝数量×価格（円：単位当たりの価格）

価格：単位当たりの価格で、予定価格の算定時における市場価格を使用する。

※ 買入価格＋買入れに要する費用＋買入れ場所から現場までの運賃の合計額とする。

#### (2) 労務費

労務費とは、工事を施工するのに必要な労務の費用で、標準的な歩掛（施工パッケージ、土木工事標準単価、市場単価を除く）の場合、その算定は次式によるものとする。

労務の費用（円）＝所要人員（人）×労務賃金（円/人）

労務賃金：「公共工事設計労務単価」等を適用する。

※ 基準作業時間（通常勤務すべき時間帯8時～17時）以外の作業及び特殊条件の場合は割増を行う。

#### 1) 作業時間の制約を受ける工事の労務費

公共工事設計労務単価を下表の補正係数により補正した単価とする。

なお、下表の昼時間制約及び夜時間制約とは、時間的制約を著しく受ける場合（作業時間4h/日以上～7h/日以下）に適用する。

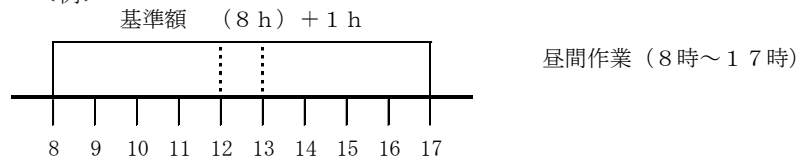
本局において標準とする労務単価

種別	設計書表示	適用範囲(例)	係数
基準額	(空白)	構造物工事、配管工事(開発地等)	1.0
昼時間制約	昼1	配管工事(道路上)	1.0×1.14
夜間	夜	構造物工事、配管工事(開発地等)	1.5
夜時間制約	夜1	配管工事(道路上)	1.0×1.14×1.5

#### ア 基準額

対象工事は、開発地等の工事で継続的に作業時間の制約を受けない工事とする。

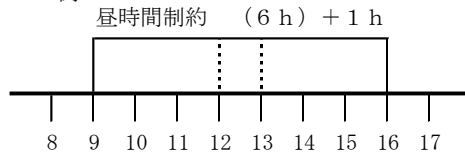
<例>



イ 昼時間制約（昼1）

対象工事は、昼間作業、街路工事等における現道部での作業等のスポット的な工事に係わらず、作業時間に制約を受ける工事とする。

<例>



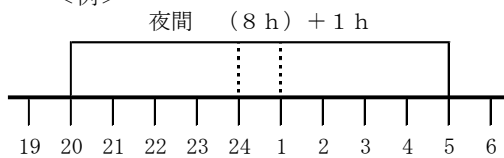
昼間作業で、継続的に時間制約を受け、通常時間（8 h）を確保することが出来ない場合

作業時間 4 h/日～7 h/日以下

ウ 夜間（夜）

対象工事は、継続的な夜間作業及び幹線道路横断、新旧管連絡工等のスポット的な工事に係わらず、作業時間に制約を受けない工事とする。

<例>

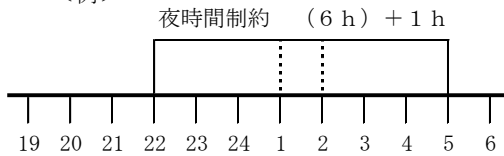


夜間作業（20時～6時）

エ 夜時間制約（夜1）

対象工事は、継続的な夜間作業及び幹線道路横断、新旧管連絡工等のスポット的な工事に係わらず、作業時間に制約を受ける工事とする。

<例>



夜間作業で、継続的に時間制約を受け、通常時間（8 h）を確保することが出来ない場合

作業時間 4 h/日～7 h/日以下

2) 交替制の場合及び作業時間制約時の作業時間が7h/日を超え7.5h/日以下の場合

「公共工事設計労務単価」を「水道事業実務必携」により補正する。

例) 作業時間が7h/日を超え7.5h/日以下となる場合

作業時間8:30～17:00（うち、休憩1時間）

実作業時間＝全体8.5h－休憩1h＝7.5h・・・7hを超え7.5h/日以下

3) 同一の工事において複数の時間制約を受ける工事の積算

工事費の積算は、原則として、それぞれの制約により積算し合算する。

4) その他

公共工事設計労務単価を補正係数により補正した単価は10円単位とし、10円未満は切り捨てる。

(3) 直接経費

直接経費のうち機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する費用で、その算定は請負工事機械経費積算要領（「建設機械等損料表 一般社団法人 日本建設機械施工協会」に掲載）に基づいて積算する。

※ 機械の使用に要する費用の内訳

機械損料

運転経費（燃料、電力料、運転労務、消耗部品費）

組立解体費

輸送費

(4) 諸雑費及び端数処理

1) 諸雑費

ア 諸雑費の定義

当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

イ 単価表

ア) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく端数処理のみの場合）

単位数当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

ウ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

ウ 内訳書

諸雑費は計上しない。

2) 端数処理

ア 単価表及び内訳書の各構成要素の「数量×単価＝金額」は1円未満を切捨てし1円までとする。

イ 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、少数第4位を四捨五入し第3位とする。

ウ 共通仮設費の率計上の金額は1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。

エ 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。

オ 工事価格は1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は一般管理費で行うものとし、「第I編 第3章 一般管理費等及び消費税相当額 1 一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の1,000円未満の金額を除いた額を計上する。

※ 「水道事業実務必携」の記載事項とは異なるため、注意すること。

## 2 間接工事費

### (1) 間接工事費の構成

間接工事費とは

- ・ 共通仮設費

【率計算による部分】

+

【積上げ計算による部分】

運搬費

準備費

事業損失防止施設費

安全費

役務費

技術管理費

営繕費

- ・ 現場管理費

### (2) 共通仮設費

#### 1) 工種区分と適用工事

広島市水道局発注工事（土木工事及び配管工事）における工種区分とその適用工事は次表とする。

基準区分	工種区分	適用工事
水道事業 実務必携 (国土交通省)	開削工事及び 小口径推進工事等	配管工事、開発地及び新設道路等の配管工事 管更生工事、小口径推進工事 既設管内配管工事
	シールド工事 推進工事	シールド工事、共同溝内配管工事 推進工事（小口径推進工事を除く。）
	構造物工事 (浄水施設等)	配水池等新設工事 フェンス等設置工事
土木工事標準 積算基準書 (国土交通省)	鋼橋架設工事	新設鋼橋に添架する工事 ※1 水管橋新設工事、水管橋・添架管の塗装工事
	橋梁保全工事	水管橋・添架管の塗装工事を除く補修工事
	舗装工事	舗装工事（場内舗装は除く。）
	公園工事	植樹工事

※1 新設鋼橋に添架する工事とは、鋼橋の新設工事と合わせて工事を施工する場合（鋼橋の新設工事の作業ヤード内で施工する場合等）に適用する。

#### 2) 複数の工種区分で構成される場合

当初設計において、2種以上の工種区分からなる工事にあっては、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は、直接工事費で判断してよい。

また、変更設計において、数量の増減等により主たる工種が当初設計の工種と変わった場合にあっても、当初設計の工種を適用する。

(3) 共通仮設費率、現場管理費率の補正

1) 「水道事業実務必携」を適用する工事

「水道事業実務必携」に基づき補正する。

補正に関する注意事項については次のとおりである。

- ア 「一般交通影響あり①」、「一般交通影響あり②」とともに、市街地（DID地区）の有無は問わない。
- イ 「交通量」とは、24時間自動車類交通量（上下合計）のことである。なお、交通量が不明な路線は、「交通量5,000台/日未満」とする。ただし、交通量が不明な路線であっても、明らかに交通量が5,000台/日以上と考えられる場合は、「交通量5,000台/日以上」とすることができる。
- ウ 「規制」とは、車線変更を促す規制を行う場合を示し、幅員減少は対象外となる。

2) 「土木工事標準積算基準書」を適用する工事

「土木工事標準積算基準書」に基づき補正する。

補正に関する注意事項については次のとおりである。

- ア 「一般交通影響あり(1)」、「一般交通影響あり(2)」とともに、市街地(DID地区)の有無は問わない。
- イ 「交通量」とは、24時間自動車類交通量（上下合計）のことである。なお、交通量が不明な路線は、「交通量5,000台/日未満」とする。ただし、交通量が不明な路線であっても、明らかに交通量が5,000台/日以上と考えられる場合は、「交通量5,000台/日以上」とすることができる。
- ウ 「規制」とは、車線変更を促す規制を行う場合を示し、幅員減少は対象外となる。

3) 施工地域区分「山間僻地及び離島」

広島市水道局発注工事においては、「水道事業実務必携」を適用する工事及び「土木工事標準積算基準書」を適用する工事ともに該当しない。

4) 設計変更時における補正

設計変更時における共通仮設費率、現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正係数に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、前記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

### 3 役務費

(1) 役務費における借地面積は、次のとおりとする。

- 1) 配管工事を開削で行う場合は、建設副産物仮置場として標準で142m<sup>2</sup>の借地を計上する。
  - ア 標準の借地面積（142m<sup>2</sup>）は、建設発生土、アスファルト殻、機械置場を含んでおり、これによりがたい場合は、別途検討し必要数量のみ計上することができる。
  - イ 建設副産物が混在して発生する場合（土砂、アスファルト殻以外に、粘性土、コン

クリート殻等が発生する場合)は、標準の仮置場で施工ができないか工程や処分方法(10tダンプによる直接処分等)等を検討した上で、追加が必要となる借地面積を計上することができる。

追加する借地面積は、標準で見込んである建設副産物とは別に、10tダンプ1台分以上の建設副産物が発生する場合に限り計上する。

また、借地面積は、配管工事設計要領に示す建設副産物仮置場を参考に検討すること。

ウ 開削工事にあっても、日々の掘削土を仮置場へ搬入するよう積算する場合は、別途検討の上計上することができる。

エ 公共用地等は無償で借用できる場合は計上しない。

オ 推進・シールド工事等の特殊工事については別途検討を行うこと。

【積算根拠】

建設発生土とアスファルト殻の面積 a	機械置場面積 b	建設副産物仮置面積 c=a+b
54㎡	88㎡	142㎡

2) 材料置場は次表を標準とする。

口径 (mm)	面積 (㎡)				
	材料	クレーン付トラック	トラッククレーン	トラック	合計
75	45	38	—	—	83
100	45	38	—	—	83
150	60	38	—	—	98
200	61	38	—	—	99
300	77	38	—	—	115
400	78	—	36	38	152
500	87	—	36	38	161
600	87	—	36	38	161
700	84	—	36	38	158
800	84	—	36	38	158
900	85	—	36	38	159
1,000	92	—	46	38	176

備考 ア 各口径の実布設日数が一日未満の場合は、借地を計上しない。

ただし、各口径の実布設日数の合計が、一日以上になる場合は最大口径の借地を計上する。

イ 複数の口径で借地の計上がある場合は、最大口径の合計面積に他の各口径の材料面積を合算して計上する。

ウ 材料面積には、異形管置場等を含んでいる。

エ 1,100mm以上については、管配列、段積み等を考慮し別途積算すること。

オ 表によりがたい場合や、特別な場合は別途積算することができる。

※ 実布設日数=布設延長 / (日進量×施工難易率)

## (2) 借地期間

借地期間＝布設日数＋予備日数

## 1) 予備日数

新旧管連絡工、給水管取付替え工、仮配管等、その他特に日数を必要とする場合は必要に応じて加算すること。

## 2) 借地期間の端数処理

0.5ヶ月単位（2捨3入）とし、0.5ヶ月以下については、0.5ヶ月とする。

## (3) 建設副産物仮置場

布設日数が1日以上となる工事は計上する。なお、布設日数1日未満の工事場所が点在する工事については、工事全体の布設日数が1日以上となる場合に計上する。

### 第3章 一般管理費等及び消費税相当額

#### 1 一般管理費等

## (1) 設計金額100万円を超える工事

設計金額100万円を超える工事は、契約保証に必要な費用として一般管理費等に計上することとし、一般管理費等率に下表の補正値を加算したものを一般管理費率等とする。

保 証 の 方 法	補正値 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 但し、特定建設工事共同企業体工事は除く。 (建設工事請負契約約款第4条を採用する場合)	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

※ 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

## (2) 設計金額100万円以下の工事

設計金額100万円以下の工事は前払いを行わないので、一般管理費の補正は行わないこととする。

## 第Ⅱ編 共通編

### 第1章 仮設工

#### 1 仮設工

(1) 仮設材賃料日数について

賃料期間(日) = (打込期間×1/2) + (在場期間) + (引抜期間×1/2) + 5日 + 4日

- 1) 鋼材賃料については、物価資料より日数契約となっている。
- 2) リース期間は、リース業者置き場を出て、置き場に荷戻しされるまでの日数とする。
- 3) 鋼材はリースとなっており、必要全数量すべてを一度に一日で運ぶこともできない点を考慮し、設置(撤去)日数に応じて、平均化する意味合いから設置(撤去)日数の1/2としている。
- 4) 5日は現場に搬入するための日数、4日は現場から搬出されるための運搬日数としている。
- 5) 親杭材(H鋼杭、鋼矢板)のリース期間の算出については、設置日数はパイプロ等にて親杭を打設(撤去)している日数とし、その後の作業である床掘→山留材設置→構造物施工→山留材撤去→埋め戻しの日数は、在場日数とする。
- 6) 山留材(切梁・腹起し等)のリース期間の算出については、設置日数は第一段切梁・腹起しを設置(撤去)している日数とし、その後の作業である床掘(初期床掘は除く)→第二段以下の切梁・腹起しの設置→構造物施工→第二段以下の切梁・腹起しの撤去→埋め戻し(初期床掘部まで)の日数は、在場期間とする。
- 7) 親杭材と山留材の在場期間が異なる場合は、親杭材と山留材のリースが別契約となることを考慮し、それぞれ適正に算出すること。

## その他

### 1 設計計上単価の決定について

広島市水道局が施行する土木工事の積算に用いる材料単価（電機、機械等の設備機器及び建築関係の資材は除く。）及び建設機械器具等の単価の決定に適用する。

なお、工事の規模、工種、施工箇所、施工条件及び他の要因により、これにより難しい場合は、別途考慮することができるものとする。

#### (1) 用語の定義

用語	定義
①統一基本単価	積算システムへの登録等を行い、統一的に利用する単価で、統一基本単価表に掲載されている単価
②水道局独自単価	積算システムへの登録等を行い、統一的に利用する単価で、資材単価表に掲載されている単価
③土木工事設計資材単価	広島県が特別調査（定期調査）等により決定する単価で、土木工事設計資材単価表に掲載されている単価
④物価資料単価	物価資料等に掲載されている単価 物価資料等とは、（一財）建設物価調査会発行の「月刊建設物価（Web建設物価）」「土木コスト情報」及び（一財）経済調査会発行の「月刊積算資料（積算資料電子版）」「土木施工単価」をいう。
⑤見積査定単価	①②③④以外で、見積りにより類似品と査定（スライド）して決定する単価
⑥特別調査単価	①②③④⑤以外で、水道局が特別調査（臨時調査）により決定する単価

#### (2) 材料単価の決定

材料単価の決定における優先順位は、①統一基本単価、②水道局独自単価、③土木工事設計資材単価、④物価資料単価、⑤見積査定単価、⑥特別調査単価とする。

なお、材料単価は消費税を含まないものとする。

##### ① 統一基本単価による場合

統一基本単価に掲載されている場合はこれを使用する。

##### ② 水道局独自単価による場合

①統一基本単価に掲載されていない単価で、資材単価表に掲載されている場合はこれを使用する。

##### ③ 土木工事設計資材単価による場合

①統一基本単価、②水道局独自単価に掲載されていない単価で、土木工事設計資材単価表に掲載されている場合はこれを使用する。

④ 物価資料単価による場合

①統一基本単価、②水道局独自単価、③土木工事設計資材単価に掲載されていない単価で、物価資料に掲載されている場合は、掲載単価の平均値を採用する。

- 1) 採用単価の有効数字の桁数は、物価資料に掲載されている単価の有効数字の桁数が大きい方の桁数とし、有効数字の桁数を超える数値は切捨てとする。ただし、大きい方の有効数字の桁数が2桁以下のときは、採用単価の有効数字の桁数は3桁とする。
- 2) 一方の資料にしか掲載がないもの、及び掲載条件が著しく異なる場合は、何れか一方の物価資料の単価を採用する。
- 3) 単位換算や補正が必要な場合は、2つの物価資料をそれぞれ換算（小数第3位以下切捨て）した後の平均額とする。また、決定額の有効桁は、換算前の有効桁で判断する。
- 4) 掲載価格の条件について注意し、原則として、卸売価格又は大口価格とする。
- 5) 物価資料に掲載されている単価には、消費税込みの単価が掲載されているものがあるので、掲載条件に注意すること。
- 6) 公表価格として掲載されている資材単価は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。また、割引率(額)の表示がない場合は、優先順位を水道局独自単価、統一基本単価、土木工事設計資材単価、物価資料単価の類似品単価とし、これらの単価を参考にして査定(スライド)すること。

なお、類似品の単価を公表価格とし査定(スライド)する場合、割引率(額)の表示がある資材については、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いることができる。

- 7) 公表価格とみなすことができるカタログ価格についても、優先順位を独自単価、統一基本単価、土木工事設計資材単価、物価資料単価の類似品単価とし、これらの単価を参考にして査定(スライド)すること。

なお、類似品の単価を公表価格とし査定(スライド)する場合、割引率(額)の表示がある資材については、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いることができる。

【端数処理の例】

[例1]

建設物価	15,900円	(有効桁3桁)	}	(平均額)	(決定額)
積算資料	15,990円	(有効桁4桁)		15,945円	→ 15,940円
				(有効桁数4桁で5桁目切捨て)	

[例2]

建設物価	1,300円	(有効桁2桁)	}	(平均額)	(決定額)
積算資料	1,400円	(有効桁2桁)		1,350円	→ 1,350円
				(有効桁数3桁未満なので3桁とする)	

【単位換算の例】

(物価資料の単位→「本」、積算単位→「m」の場合)

建設物価	15,900円 / 本 (5.5m)	(有効桁3桁)
	→ 2890.90 円 / m …①	(小数第3位以下切捨て)
積算資料	14,700円 / 本 (5.5m)	(有効桁3桁)
	→ 2672.72 円 / m …②	(小数第3位以下切捨て)

平均額 2,781.810円 / m (①+②) ÷ 2  
 決定額 2,780円 / m (有効桁3桁、4桁以降切捨て)  
 (※大きい方の有効桁数が3桁未満の場合は3桁とする。)

**⑤ 見積査定単価による場合**

**①**統一基本単価、**②**水道局独自単価、**③**土木工事設計資材単価、**④**物価資料単価に掲載されていない単価及び**⑥**特別調査単価としない単価は、見積りにより単価を決定する。

## 1) 共通事項

ア 形状寸法、品質、規格、数量、納入時期・場所、見積有効期限、開示の可否及び消費税相当額が含まれているか否か等の条件を必ず提示し、見積り依頼を行うこと。

イ 原則として3社以上から徴収する。なお、3社以上から見積りが徴収できない場合には、技術管理課設計管理係と協議すること。

ウ 見積り単価の決定に当たっては、過去の見積り単価と比較するなど、その精度の確保に努めること。

エ 単価の決定方法は、「ウ」により妥当でないと判断した価格及び特に不当と認められる価格を除いた見積価格の平均価格に、優先順位を水道局独自単価、統一基本単価、土木工設計資材単価、物価資料単価とし、類似品単価により査定（スライド）すること。特に不当と認められる価格は、「ウ」により妥当でないと判断した価格を除いた全体的見積価格の平均値に対し、±30%の範囲を超えるものとする。

なお、見積書の数が多い場合には再頻度価格を採用することができる。

オ 加工を含む材料の場合は、加工費を含む単価とすること。

カ 採用単価の有効数字の桁数は、妥当でないと判断した価格及び特に不当と認められる価格を除いた見積価格のうち、有効数字の桁数が最も大きい見積価格の有効数字の桁数とし、有効数字の桁数を超える数値は切捨てとする。ただし、大きい方の有効数字の桁数が2桁以下のときは、採用単価の有効数字の桁数は3桁とする。

キ 消費税込みの価格を使用する場合は、当該額に $1 / (1 + \text{消費税率})$ を乗じて得られる価格を消費税抜きの価格とし、「エ」または②不断水材料の「ウ」の方法により決定した価格を採用単価とする。

なお、この見積り単価の端数処理は「カ」によるものとする。

ク 見積り書の数量・規格等については、その内容を十分確認すること。

ケ 見積り書の宛先は、「広島市水道局長」宛にすること。

コ 精査の結果、類似品がなく、査定することが困難な材料については、査定率（スライド率）100%を乗じることとする。なお、この場合の端数処理は「カ」によるものとする。

## 2) 不断水材料

ア 資材単価表に掲載されていない単価は見積りとする。

ただし、口径300mm以下の材料については、技術管理課において特別調査（定期調査）により単価を決定している場合があるため、見積りを徴収する前に技術管理課設計管理係と協議すること。

イ 単価の決定方法は、1) 共通事項の「ウ」により妥当でないと判断した価格及び特に不当と認められる価格を除いた見積価格（材料費の見積価格と工事費の見積価格を合算した価格）の平均値以下で最も平均値に近い（平均直下）見積価格を採用する。なお、材料単価については、見積価格に査定率（スライド率80%）を乗じた価格とする。

ウ 見積価格に査定率（スライド率80%）を乗じた材料単価の有効数字の桁数は、採用した見積価格の有効数字の桁数とする。ただし、採用した見積価格の有効数字の桁数が2桁以下のときは、採用単価の有効数字の桁数は3桁とする。

## ⑥ 特別調査単価による場合

## 1) 対象とする材料

ア シールド工法におけるセグメント

ただし、特別調査（臨時調査）を行えない特別な理由があり、技術管理課設計管理係との協議により見積りによるものとした材料を除く。

なお、特別な理由とは、「災害復旧工事における応急仮工事等の短期間で工事発注手続きを行う必要があるもの」等をいう。

## 2) 単価の決定方法

単価の決定方法の詳細については、「材料単価決定フロー」のとおりとする。

なお、単価の決定過程における見積りの徴収方法は、⑤見積査定単価による場合に準ずるものとする。

ア 設計担当課は、技術管理課設計管理係に特別調査（臨時調査）の依頼を行う。

なお、特別調査（臨時調査）の依頼にあたっては、特別調査（臨時調査）は依頼を受けた翌年度に実施するため、調査前年度の予算要求時期までに行う。

イ 技術管理課設計管理係は、特別調査（臨時調査）が可能であるか判断する。

ア) 特別調査（臨時調査）が可能な場合は、技術管理課設計管理係が特別調査（臨時調査）の業務委託を実施する。

イ) 特別調査（臨時調査）が不可能な場合（流通していない材料等で、実勢価格の調査が不可能な場合）は、設計担当課が⑤見積査定単価による場合により材料単価を決定する。

ウ 技術管理課設計管理係は、『特別調査単価（標準部材）【A】』を決定し、設計担当課に報告する。

エ 設計担当課は、技術管理課設計管理係から『単価【A】』の報告を受けた後、直ちに、『結果報告時における特別調査単価（標準部材）の材料の見積り【B】』を、特別調査で回答があったすべての製造者等から徴収する。

なお、『見積り【B】』は、技術管理課設計管理係からの報告時と積算時に時期的間隔があった場合に、次項「カ」により時期的査定（時期スライド）を行う際に基準となる見積りであるため、必ず徴収すること。

オ 積算時において、使用する材料が『単価【A】』以外の材料（材質、直部や曲り

部等の形状及び規格が異なる材料) である場合は、設計単価月が有効期限内となる『使用する材料の見積り【C】』を、特別調査で回答があったすべての製造者等から徴収する。

カ 積算時において、『見積り【B】』の有効期限が切れている場合は、時期的査定(時期スライド)を行うため、設計単価月が有効期限内となる『積算時における特別調査単価(標準部材)の材料の見積り【D】』を、特別調査で回答があったすべての製造者等から再徴収する。

キ 使用する材料の単価は、以下により決定する。

ア) 使用する材料が『単価【A】』の材料である場合は、『単価【A】』の平均値を採用する。

採用価格 = 『単価【A】』の平均値

なお、時期的査定(時期スライド)を行う場合は、『単価【A】』を『見積り【B】』と『見積り【D】』により、製造者等ごとに時期的査定(時期スライド)した『時期的査定後特別調査単価(標準部材)【E】』の平均値を採用する。

採用価格 = 『単価【E】』の平均値

$$\text{単価【E】} = \text{【A} \times \text{D} / \text{B】}$$

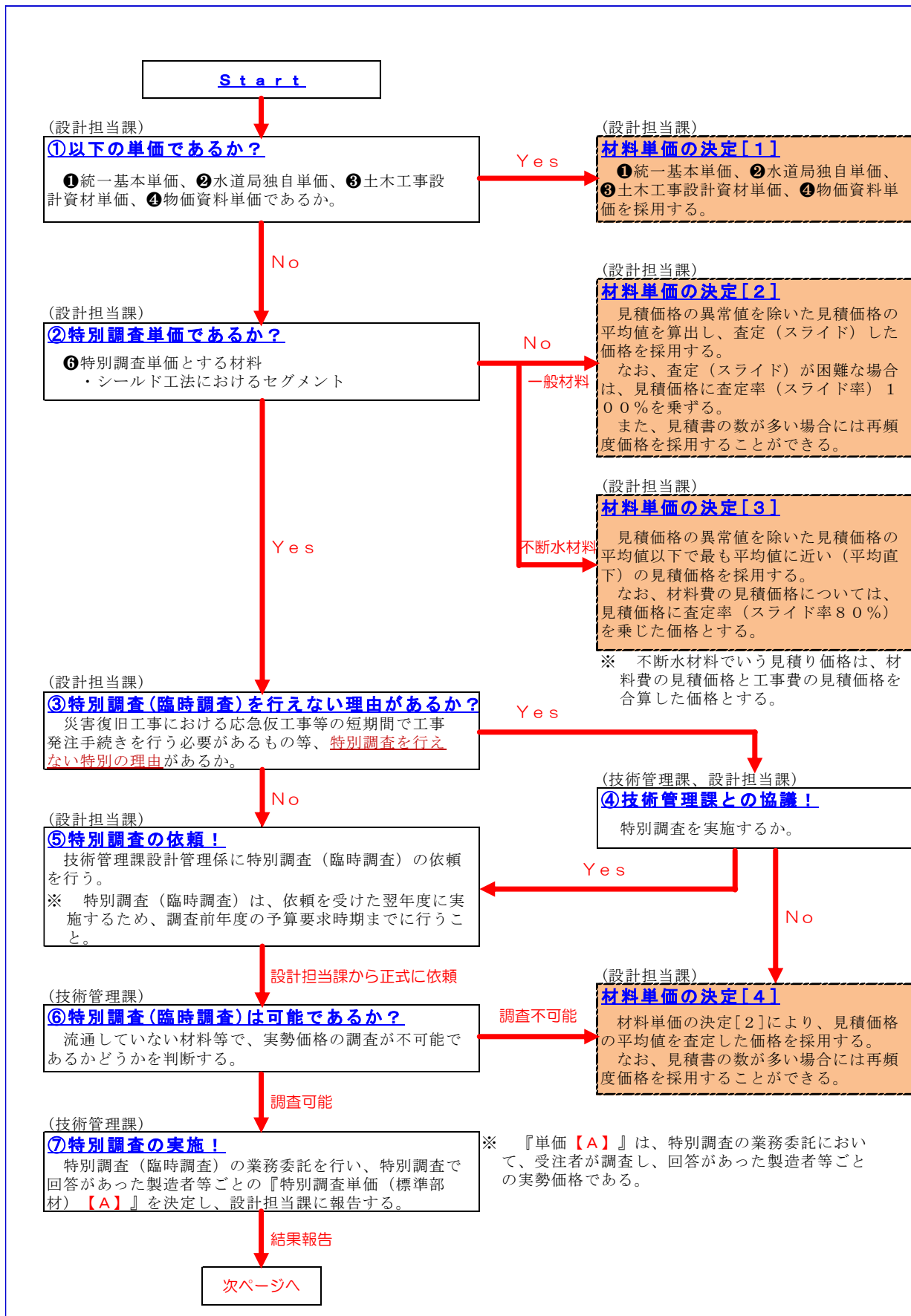
イ) 使用する材料が『単価【A】』以外の材料である場合は、『見積り【C】』を『単価【A】』と『見積り【B】』により、製造者等ごとに査定(スライド)した価格の平均値を採用する。

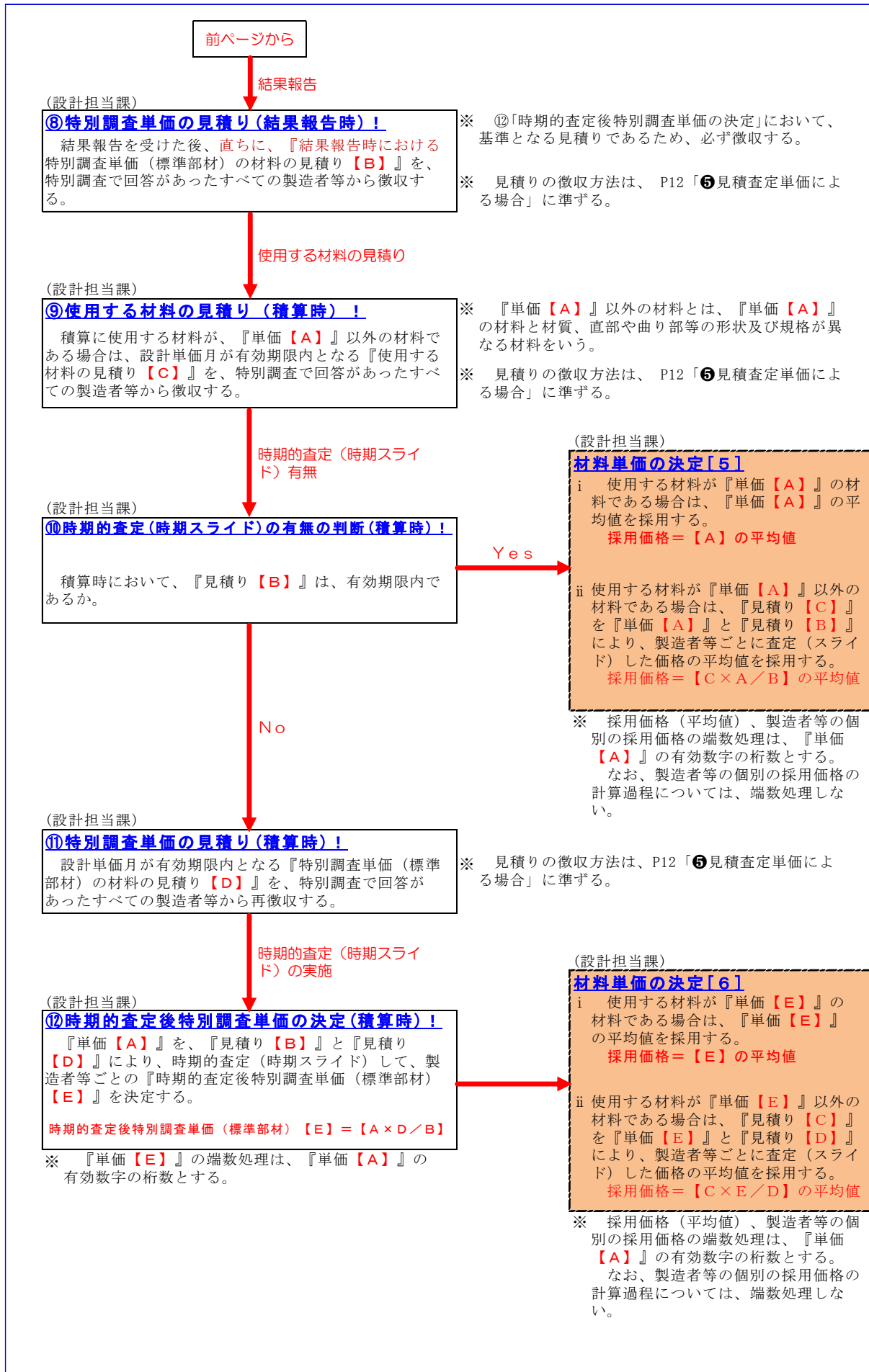
採用価格 = 【C × A / B】の平均値

なお、時期的査定(時期スライド)を行う場合は、『見積り【C】』を『単価【E】』と『見積り【D】』により、製造者等ごとに査定(スライド)した価格の平均値を採用する。

採用価格 = 【C × E / D】の平均値

材料単価決定フロー





(3) 単価の改定（決定）時期

- 1) ②水道局独自単価（資材単価表）は、原則として毎月改定を行う。
- 2) (1)以外の単価は、単価月にあわせて決定する。

(4) 機械損料

建設機械等損料算定表は、消費税抜きの損料として扱う。

また、この損料表にない機械の基礎価格が消費税込の価格で表示されるときは、当該額に「 $1 / (1 + \text{消費税率})$ 」を乗じて得られる価格を消費税抜きの価格として扱う。

(5) 建設機械賃料

物価資料等に掲載される「建設機械器具賃貸料金」及び「移動式クレーン作業料金」の適用にあたっては、賃貸期間、賃貸料金ほかに必要な費用などの条件があり、主なものについては次のとおりとする。ただし、使用する建設機械や賃貸期間等を考慮した結果、長期割引を行うことが不相当であると判断し、「長期割引なし」の賃料を適用する場合は、該当単価の摘要欄に「長期割引なし」と記載する。

ア 建設機械器具賃貸料金

- ・長期割引を行った賃貸料金とする。
- ・運搬費、回送費、燃料費、油脂類及びオペレータ費用は含まない。
- ・大型建設機械の場合、現場での組立・解体費は含まない。

イ 移動式クレーン作業料金

ア) トラッククレーン、ラフテレーンクレーンの適用

- ・長期割引を行った賃貸料金とする。
- ・運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。
- ・オペレータ費用、燃料費、油脂類を含む。

イ) クローラクレーンの適用

- ・長期割引の適用対象外。
- ・オペレータ費用を含む。
- ・運搬費、回送費、組立・解体費は含まない。
- ・燃料費、油脂類は含まない。

ウ) ア)イ)共通（時間外・深夜・休日割増額）の適用

作業時間は、8時から17時とし、以下については別途割増

- ・時間外作業：割増なし
- ・深夜（夜間）作業：30%割増（22時から5時まで）
- ・休日作業：20%割増

深夜（夜間）、休日割増額は次式で算出する。

- ・日極料金について

$$\text{日極料金} \div 8 \text{時間} \times (\text{割増率} / 100) \times \text{割増時間数}$$

- ・月極料金について

$$\text{月極料金} \div (\text{保証日数} / 8 \text{時間}) \times (\text{割増率} / 100) \times \text{割増時間数}$$

[例] 移動式クレーン作業料金の計算例

建設物価 日極料金 108,000円/台・日  
積算資料 日極料金 92,000円/台・日

・長期割引の算出

1 か月を超える場合、20%割引

建設物価  $108,000 \times 0.80 = 86,400$ 円/台・日

積算資料  $92,000 \times 0.80 = 73,600$ 円/台・日

平均額  $(86,400 + 73,600) \div 2 = 80,000$ 円/台・日 (有効数字3桁以下)

・夜間作業の賃料の算出例

【作業時間8時間：21時から6時まで】

	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6
夜間作業				休憩						
作業時間				休憩						

加算額の算出

夜間作業：22時から5時まで、30%割増

日極料金 $\div$ 8時間 $\times$ (割増率 $\div$ 100) $\times$ 割増時間数

$80,000 \div 8 \times (30/100) \times 6 = 18,000$ 円

計上する移動式クレーン作業料金の算出

$80,000 + 18,000 = 98,000 \rightarrow 98,000$ 円/台・日 (円未満切捨て)

## 2 建設発生土及び建設廃棄物関係

### (1) 建設発生土

- 1) 工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として50kmの範囲内の他の公共建設工事へ搬出する。流用は、「広島市建設発生土の流用に関する積算基準」(平成10年3月23日制定)により施行する。
- 2) 設計段階から「コブリス・プラス」((一財)日本建設情報総合センター(JACIC)運営)等を活用し、積極的に利用調整を行う。

### (2) 処理土

- 1) 不足土が発生する場合、原則として処理土を購入することとし、広島県に登録した建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土を優先的に使用することとする。
- 2) 処理土の購入に当たっては「再生資材使用指針」にある利用土砂選定フローチャートに従うこと。
- 3) 積算単価は、建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表の「広島県建設発生土処分費一覧表に掲載されている施設(リサイクルプラント)」の処理土販売価格を使用すること。
- 4) 使用する処理土の品質については、「発生土利用基準について(平成18年8月 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)」で定められた土質区分判定のための試験結果報告書で確認すること。

(3) 購入真砂土

- 1) 購入真砂土の使用に当たっては、「再生資材使用指針」にある利用土砂選定フローに従うこと。
- 2) 原則として、処理土を使用すること。土を購入する場合は、「購入土の使用に関するマニュアル」に基づき、設計、積算する。
- 3) 購入真砂土の土量変化率は「土木工事標準積算基準書」に記載されているものを標準とする。
- 4) 購入真砂土を100m<sup>3</sup>以上購入する工事は、上記マニュアルに従い「購入土使用工事チェックリスト」を作成し、検査時に提示すること。

(4) 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成14年5月30日完全施行）により、一定の規模以上の工事については、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木くず）の再資源化が義務づけられた。

(5) 建設廃棄物

1) コンクリート塊

ア 受入場所

建設副産物再資源化促進指針に基づき、原則として再資源化施設へ搬出する。（広島市建設廃棄物の処分に関する積算基準の「建設廃棄物処分先選定フローチャート」及び建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表「コンクリート塊再資源化施設」を参照。）

イ 積算

- ア) 現場からの運搬費及び処分費の合計が最も安価な再資源化施設を選定すること。
- イ) 運搬距離は、現場からの実距離とする。

ウ 建設リサイクル法の規定への対応

建設リサイクル法の規定への対応は、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う水道局発注工事における取扱いについて』による。

(注) ダンプトラック運搬費と処分費を直接工事費に計上する。受入費については、処分費扱いとする。

処分費が共通仮設費対象額の3%又は3千万円を超える場合  
 → 「土木工事標準積算基準書」及び「水道事業実務必携」 「工事費の積算 間接工事費」を参照

特記仕様書に、「産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する再資源化施設に搬出のこと」と明示する。

2) アスファルト・コンクリート塊

ア 受入場所

建設副産物再資源化促進指針に基づき、原則として再資源化施設へ搬出する。（広島市建設廃棄物の処分に関する積算基準の「建設廃棄物処分先選定フローチャート」及び建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表「アスファルト・コンクリート塊再資源化施設」を参照。）

イ 積算

- ア) 現場からの運搬費及び処分費の合計が最も安価な再資源化施設を選定すること。
- イ) 運搬距離は、現場からの実距離とする。

ウ 受入基準

- ア) 分離掘削の際、路盤材の混入率は20%以下とする。
- イ) セメントコンクリート、レンガ、金属片、木片等の異物を含まないこと。また、二次公害発生の恐れのある物質を含まないこと。

エ 建設リサイクル法の規定への対応

建設リサイクル法の規定への対応は、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施行に伴う水道局発注工事における取扱いについて』による。

(注) ダンプトラック運搬費と処分費を直接工事費に計上する。受入費については、処分費扱いとする。

処分費が共通仮設費対象額の3%又は3千万円を超える場合  
 → 「土木工事標準積算基準書」及び「水道事業実務必携」 「工事費の積算 間接工事費」を参照

特記仕様書に、「産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する再資源化施設のうち、再生アスファルトとして再資源化可能な施設に搬出のこと」と明示する。

3) 建設発生木材（有価物として売却不可と判断する伐採木）

ア 受入場所

「建設副産物再資源化促進指針」に基づき、原則として再資源化施設へ搬出する。  
（広島市建設廃棄物の処分に関する積算基準の「建設廃棄物処分先選定フローチャート」及び建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表「建設発生木材再資源化施設」を参照。）

イ 積算

現場からの運搬費及び処分費の合計が最も安価な再資源化施設又は焼却施設を選定すること。

ウ 受入基準

- ア) 根株などは、再資源化施設で受け入れできない場合がある。
- イ) 竹根、有害物質等を含まないこと。
- ウ) その他施設によっては長さ等の制限があるので、必ず事前に確認すること。

(注) 伐採、運搬費及び処分費を共通仮設費の準備費に計上する。  
処分費が共通仮設費対象額の3%又は3千万円を超える場合  
→ 「土木工事標準積算基準書」及び「水道事業実務必携」 「工事費の積算 間接工事費」を参照  
特記仕様書に、「産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する再資源化施設に搬出のこと」と明示する。

4) 建設発生木材（有価物として売却可能と判断する伐採木）

ア 受入場所

木材市場へ搬出し、売却する。

イ 積算

- ア) 伐採費、運搬費、売却見込額（搬出先は木材市場）及び数量等については、林業等に精通した専門業者（広島県森林組合連合会、広島県木材組合連合会（素材生産業）の会員等）の見積り（売却の可否の判断を含む）により決定すること。
- イ) 木材市場までの運搬費及び売却見込額（マイナス単価で計上）については、共通仮設費の準備費に計上する。なお、売却見込額は現場管理費及び一般管理費等の対象外とする。
- ウ) 売却見込額（見積り）については、閲覧用設計書摘要欄に明記すること。

5) 建設汚泥

「広島市建設汚泥の処分に関する積算基準」により設計・積算すること。

6) その他の産業廃棄物

ア 投棄場所

実際の投棄場所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合する処分場であればどこの処分場でも良い。（建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表「産業廃棄物処分場（がれき類、不良土）」参照）

## イ 積算

- ア) 現場からの運搬費及び処分費の合計が最も安価な投棄場所を選定すること。
- イ) 運搬距離は、現場からの実距離とする。

(注) ダンプトラック運搬費と処分費を直接工事費に計上する。  
 処分費が共通仮設費対象額の3%又は3千万円を超える場合  
 → 「土木工事標準積算基準書」及び「水道事業実務必携」 「工事費の積算 間接工事費」を参照  
 特記仕様書に、「『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に適合する処分場に搬出のこと」と明示する。

- 7) スクラップ（金属等）  
 スクラップ単価（マイナス単価）及び運搬費は、直接工事費に計上する。なお、スクラップ単価については、全間接費の対象外とする。

## 3 建設発生土の再資源化施設等の追加及び受入停止等に伴う設計変更の取扱い

## (1) 建設発生土の再資源化施設等の追加に伴う設計変更の取扱い

## 1) 設計変更の取扱い

契約中の工事等で建設発生土等の搬出が完了していないときに、新たな建設発生土再資源化施設等が追加され、受注者から当該施設等への搬出を希望する旨の申し出があり、かつ経済比較の結果、当該施設等で積算する方が当初設計で見込んでいた施設で積算するより安価になる場合は設計変更の対象とする。

## 2) 設計変更で採用する単価

ア 新たに追加された施設等で設計変更するときは、設計変更に関する協議が整った時点の単価により設計変更すること。

イ 当初設計の土砂等の処分量のみが変更になるときは、旧単価（当初設計単価）により設計変更すること。

ウ 現在施工中で、土砂等を一部搬出しているが、残りの部分について追加された施設に搬出する場合は、追加された施設に搬出するものは①により、当初見込んでいた施設の処分量の変更は②により設計変更すること。

建設発生土再資源化施設等が新たに追加になった場合における取扱い

ケース	積算	受注者	設計変更 の取扱い
	新たな施設 が最安価	新たな施設 に搬出	
1. 施行伺い中、公告中または契約締結後、施設等 が追加され、これから土砂等を搬出する場合	○	○	必要
	○	×	不要
2. 現在施工中で、土砂等を一部搬出しているが、 搬出を完了していない場合	×	○	不要
	×	×	不要

※ 設計中のもので、経済比較の結果、追加された施設等で積算する方が安価になる場合は、追加された施設等で再積算すること。

## (2) 建設発生土再資源化施設等の受入停止等に伴う設計変更の取扱い

### 1) 設計変更の取扱い

公告中や契約締結後に設計図書に記載の建設発生土再資源化施設等が受入停止等になった場合は、受注者へ受入停止等された施設を通知すること。なお、受注者が当初設計で見込んでいる当該施設へ搬出済みまたは搬出予定としていたことが確認でき、受注者から当該施設に係る処分費等の変更を希望する旨の申し出があった場合は、設計変更すること。

設計変更は、建設発生土等の搬出が完了していない部分について、当初設計で見込んでいる施設を除いた施設により経済比較を行い、最も安価となる施設を計上すること。

※ 経済比較は、受入停止等された施設の受入停止日時点の「建設発生土及び建設廃棄物処分費一覧表」で行うこと。

また、現在設計中のもので、受入停止等された施設で見込んでいるものについては、受入停止等された施設を除き経済比較を行い、最も安価となる施設で再積算すること。

※ 施工中、受入停止等された施設が判明した場合は、速やかに技術管理課設計管理係まで報告すること。

### 2) 設計変更で採用する単価

ア これから土砂等を搬出するものについては、受入停止等された施設の受入停止日時点の単価により最も安価な施設で積算すること。

イ 現在施工中の工事で土砂等を一部搬出しているものについては、受入停止等された施設の受入停止日までに搬出が完了している部分は当初設計の単価で積算し、残りの部分については受入停止等された施設の受入停止日時点の単価により最も安価な施設で積算すること。

## 建設発生土再資源化施設等が受入停止等になった場合における取扱い

ケース	当初設計	受注者		設計変更 の取扱い
	受入停止等 の施設で計上	搬出済み または搬出予定	変更を希望	
1. 公告中または契約締結後、 施設が削除され、これから 土砂等を搬出する場合	○	○	○	必要
	○	○	×	不要
2. 現在施工中で、土砂等を一 部搬出しているが、搬出を 完了していない場合	○	×	—	不要
	×	—	—	不要

**4 舗装版破碎工**

舗装版破碎工（バックホウによる場合）の基準作業量

ブレーカ装着用のバックホウは、一般土工用のバックホウと同じとする。

**5 仮設工に使用する物価資料等に掲載がないH形鋼等の賃料について**

(1) 物価資料等がない部材については、賃料の見積徴収を行い決定する。

(2) 市中に流通していないような特殊な鋼材で賃料の見積徴収が不可能な場合は、賃料ではなく全損（市中価格×90%：新品）とする。

**6 殻運搬について**

人力施工によるコンクリート（無筋・鉄筋）構造物とりこわし及び舗装版破碎に伴う殻運搬（人力積込）については、「土木工事標準積算基準書（令和2年8月）第Ⅱ編 第2章 25）殻運搬の積込工法区分「人力積込」」を準用する。

**7 人力運搬工について**

機械運搬が使用できない箇所での以下の項目については、「土木工事標準積算基準書（令和2年8月）第Ⅱ編 第1章 4）人力運搬工」を準用する。

- ・1-1-1 人肩運搬（積込み～運搬～取卸し）土・石
- ・1-1-2 人肩運搬（積込み～運搬～取卸し）セメント等
- ・1-1-3 人肩運搬（積込み～運搬～取卸し）積ブロック類
- ・1-1-4 人肩運搬（運搬～取卸し）
- ・1-1-6 小車運搬（積込み～運搬～取卸し）セメント等
- ・1-1-7 小車運搬（積込み～運搬～取卸し）積ブロック類

**8 施工パッケージの端数処理**

施工パッケージの積算単価は、有効数字4桁（5桁目以降切り上げ）とする。ただし、積算単価を算出する計算過程においては、小数5位止め（小数6位四捨五入）とする。

## 9 積算体系が異なる工種の積算

土木及び配管工事と積算体系の異なる設備工事（電気、機械、建築）は、分離発注することを原則とする。やむを得ず一工事で発注する場合には、工種ごとに工事費を積算して最後に合算するものとする。

## 10 歩掛

「土木工事標準積算基準書」及び国土交通省等が定めた歩掛を使用するものとする。特殊な工法等で国土交通省等の歩掛がない場合は、見積りにより歩掛を決定してもよいが、施工条件等を明確にし、内訳項目を細分化して徴収すること。更なる根拠資料を整理、保管しておくこと。

## 11 間接工事費及び一般管理費の設計変更

旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。

## 12 土木工事市場単価（鉄筋工、ガス圧接工）について

「土木工事コスト情報2026年1月冬号」及び「土木施工単価2026年冬号」に掲載されている価格を使用し単価を算出する。

## 参考資料

### 1 コンクリートを夜間打設する場合の積算例

#### (1) 基本事項

- 1) コンクリートの夜間打設については、コンクリート工場は基本的に夜間操業（夜間とは20時から翌6時までをいう）を行わないため、原則として当初設計では計上しない。

ただし、交通規制や潮待ち等の現場条件により、やむを得ずコンクリートの夜間打設を計上する場合は、夜間操業が可能なコンクリート工場の有無を確認（問合せ先は(2)積算方法 2) エを参照）したうえで、適切な費用を計上すること。

- 2) 変更設計によりコンクリートの打設を昼間から夜間に変更する場合においても、夜間操業が可能なコンクリート工場の有無を確認（問合せ先は4-(2)-2) -エを参照）したうえで、適切な費用を計上すること。

#### (2) 積算方法

コンクリートを夜間打設する場合の標準的な費用は、1)コンクリート（コンクリート夜間割増を含む）、2)コンクリートプラント夜間稼働費を計上する。

##### 1) 各費用の構成

##### ア コンクリート（m<sup>3</sup>当り）

コンクリートとは、夜間または夜時間制約補正をした労務費、コンクリート夜間割増及びコンクリート小型車割増を含む単価のことをいい、施工パッケージで計上する。

なお、施工パッケージで計上する方法については、「広島市工事業務積算システムにおける施工パッケージ型積算方式の積算について」を参照すること。

ア) コンクリート夜間割増 (m3当り)

コンクリート夜間割増とは、コンクリートミキサー車の夜間運転等に係る割増単価をいい、単価は見積りにより決定する。

イ) コンクリート小型車割増 (m3当り)

コンクリート小型車割増とは、小型のコンクリートミキサー車での搬入を見込む場合の割増単価をいい、単価は統一基本単価とする。

イ コンクリートプラント夜間稼働費 (1式)

コンクリートプラント夜間稼働費とは、夜間におけるプラント稼働等に係る費用をいい、日当り単価を見積りにより決定し、コンクリートプラント夜間稼働日数(コンクリートの夜間打設に要する日数(1日単位))を乗じ1式で計上する。

2) 留意事項

ア コンクリート小型車割増は、設計数量、現場条件及び道路事情等により計上する。

イ コンクリートプラント夜間稼働費は、コンクリートの夜間打設を複数の明細書に計上する場合は、設計数量が最も多い明細書にその工事の必要日数分を計上する。

ウ その他の割増が必要な場合は、別途加算することとする。

エ コンクリート夜間割増及びコンクリートプラント夜間稼働費の見積り先は「広島地区生コンクリート協同組合」(278-5088)の1社とし査定は行わない。

オ その他、疑義が生じた場合は、技術管理課設計管理係と協議すること。

3) 設計書への計上

コンクリートの夜間打設に係る各費用は明細書に計上することとし、設計書の種類による設計数量の計上方法については下表のとおりとする。

閲覧用設計書明細書 (例)

第 0001 号 明細書 管布設工事 100mm GXLDCP 1 式  
管防護工

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
コンクリート (※1) J01=小型構造物,J02=人力打設,J03=(各種),J05=一般養生,J07=無し,J13=小型車割増なし,J14=全て計上	100	m3			材料○○○○○に入替え
コンクリートプラント夜間稼働費 (※2,※3)	1	式			コンクリートの夜間打設に係る費用
合 計					

※1 名称及び積算条件については、広島市工事業務積算システムに登録している単価コード(CB240 010)で対応できるものは、これを使用し該当する積算条件を選択することで明示できる。

※2 コンクリートプラント夜間稼働費は未登録単価で作成する。

※3 コンクリートの夜間打設を複数の明細書に計上する場合は、設計数量が最も多い明細書にその工事における必要日数分を計上する。